

令和7年度第1回 高津区地域包括支援センター運営協議会摘録

1 日 時 令和7年10月8日（水） 午後1時00分から午後2時15分まで

2 場 所 男女共同参画センター（すくらむ21） 多目的室

3 出席者

(1) 委 員

木下委員、亀井委員、瀬戸口委員、片瀬委員、下平委員、島崎委員

(6名出席)

(2) 事務局

地域みまもり支援センター副所長

地域支援課 2名

地域ケア推進課 2名

高齢・障害課 4名

(3) 地域包括支援センター：1名（わらく地域包括支援センター）

4 欠席者

小宮委員、八木委員

5 議 題

- (1) 川崎市高齢者施策の現況について
- (2) 地域包括支援センターの現況について
- (3) 令和6年度高津区内地域包括支援センターの業務実績・事業評価について
- (4) 高津区内地域包括支援センターの取組状況について
 - ア 高津区課題整理シートについて
 - イ 地域の取組状況について（わらく地域包括支援センター支援センター）
- (5) その他

6 審議経過

開 会

(1) 開会あいさつ（地域みまもり支援センター副所長）

(2) 運営協議会委員の出席確認及び紹介

事務局紹介

(3) 地域包括支援センター職員の紹介

わらく地域包括支援センター 川上センター長の紹介

(4) 会議の公開について

「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第3条」に基づき公開。

会議録は要約方式で作成する。会議録の確認は後日議事録を送付し、各委員により行う。

傍聴者 0名。

(5) 地域包括支援センター運営協議会に関する条例・規則について

「資料1」・「資料2」を確認しながら、会議の開催根拠や協議事項等について説明。

(6) 会長及び副会長の確認

(1) 川崎市高齢者施策状況について

事務局：(議題(1)について「資料3」により説明)

(2) 地域包括支援センターの現況について

事務局：(議題(2)について「資料4」により説明)

木下会長：ただ今の件について、御意見・御質問等ありますでしょうか。

下平委員：資料4について、介護予防ケアマネジメントの請求実績を見ると、総件数は約5,000件増加している一方で、委託件数は年々減少している。地域包括支援センターが委託ではなく直営で対応するケースが増加していると考えられる。以前、麻生区や多摩区ではケアマネ事業所が飽和状態で、宮前区まで飽和状態が広がっていると聞いたことがある。高津区の現状について教えてほしい。

牛若係長：ケアマネ不足の問題は市内北部から徐々に南下してきており、高津区内でもケアマネ事業所の不足が見られる。高津区でも地域包括支援センターが直営で対応しているケースもある。

下平委員：高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターが直営で予防プランを作成する件数は今後さらに増えていくと思われる。包括担当エリアの高齢者人口7,500人以上を超えると1名増員と聞いているが、高津区で7,500人を超えるような地域はあるか。

牛若係長：現時点で、7,500人を超えていた地域は久末地区のみで、高齢者人口が約7,600人となっている。その他の地域では、7,500人に達しそうなところは今のところない。

下平委員：要支援の方が増える中で、ケアマネ事業所が対応できない場合、予防プランの作成を地域包括支援センターの職員が担うことになり、業務が非常に多忙になるのではないかと心配している。

(3) 令和6年度高津区内地域包括支援センターの業務実績について

事務局：(議題(3)について「資料5」により説明)

木下会長：ただ今の件について、ご意見・御質問等ありますでしょうか。

委員：特になし

木下会長：夜間や休日の対応については、平日と同じ人員体制を取るのが難しく、どうしても迅速な対応には限界がある。特に医療機関が夜間は動いていないことが多いため、相談を受けてもすぐに具体的な支援に移れず、現場では対応に苦労していると思う。相談が夜間や休日に集中する理由としては、平日は家族が仕事等で動けず、週末になって状況を把握して相談に至るケースがあるのではないかと考えられるが、もし明確な理由が分かれば、対応体制の見直しや支援のタイミングの調整など、解決に向けた動きが取りやすくなると思う。相談が夜間・休日に集中する理由は何かありますか。

牛若係長：明確な理由を示すことは難しいが、金曜日の夕方に区役所へ困難事例の連絡が入ることが多い傾向があります。休日にも、急な連絡が区役所に入ることがある。一因として考えられるのは、平日に勤務している家族が、休日に本人の様子を確認した際に問題が発覚するケース。こうした事例については、地域包括支援センターも対応を行うが夜間は勤務時間外となるため、対応方法はセンターごとに異なる。中には、電話を転送し、携帯電話で一報を受ける体制を取っているセンターもある。

木下会長：他に質問や意見ある人はいますでしょうか。

下平委員：個別ケース相談の件数において、わらく地域包括支援センターが最も多くの対応を行

っており、加えて、個別ケース対応への支援実績においても、わらく地域包括支援センターが最も多くの支援を実施している。現在の人員体制で対応が可能か。ひさすえ地域包括支援センターは現在1名の増員がなされている一方で、わらく地域包括支援センターはひさすえ地域包括支援センターよりも1名少ない体制で、これだけの相談件数に対応している。現場の負担は大きいと推察される。具体的にどのような相談が多いのかについても、今後の支援体制検討の参考として、情報提供してほしい。

川上センター長：介護保険の申請に関する相談は、家族からのものを中心に日常的に受け付けている。最近では「認知症と認知症でない状態の狭間」にある方からの相談が増えている。本人の不安定な状況から、同じ内容で何度も連絡をされることがあり、対応が継続的かつ丁寧に求められるケースが多く見受けられる。事業者からも、状況確認や対応依頼の連絡が頻繁に入ることがあり、職員の対応負担は大きくなっている。わらく地域包括支援センターでは6名の職員体制で業務を行っているが、各職員が協力しながら対応を継続している状況。区役所への相談につながるケースもかなり多く、現場としては厳しいながらも、現体制で可能な限り対応を進めている。

下平委員：「実態把握名簿」について、令和6年度の登録者数が「231, 653名」と示されているが、この数値について確認したい。登録対象の範囲や定義について教えてほしい。統計の根拠や算出方法についても説明してほしい。

川上センター長：「実態把握名簿」については、新規相談があるたびに、毎月継続して登録・管理を行っている。要介護認定が出ると、ケアマネジメントはケアマネジャーが主体となって進めるため、認定後の状況については包括側で把握できない場合もある。

（4）高津区内地域包括支援センターの取り組み状況について

事務局：（議題（4）について・「資料6」により説明）

木下会長：ただ今の件について、ご意見・御質問等ありますでしょうか。

片瀬委員：以前、事業所内では利用者の避難支援情報を共有しているものの、地域との連携については明確な仕組みが整っていないとの指摘を受けたことがある。災害時の対応を見据え、担当者が事前に利用者へ「災害時にどう行動するか」といった確認を行うほか、利用者が居住する地域の自治会や集合住宅の管理組合の取り組み状況も把握し、備えを進めたいと考えている。一方で、地域とのつながりが希薄な利用者や、個人情報の取り扱いに慎重な利用者に対しては、支援者や関係者にどこまで情報を共有してよいかの判断が難しく、同意が得られない場合には地域包括支援センターへの相談をためらうケースもある。こうした状況にどう対応していくかが今後の課題となっている。

川上センター長：自治会側からも、安否確認の必要性や、誰が民生委員・ケアマネジャーであるかを把握したいという要望がある一方で、個人情報保護の観点から情報提供が難しいケースも多く、双方のすり合わせが課題と感じている。

わらく地域包括支援センター：（議題（4）について・「資料7」により説明）

木下会長：次にわらく地域包括支援センターより取り組みについて紹介いただきます。

川上センター長：主な取り組みは3点です。

第1に、早期相談につながる体制づくり。相談が遅れ、状態が悪化してから発見されるケースがあることから、昨年度は地域団地において住宅供給公社のヒアリングに同席し、安否確認や介護保険サービスの相談方法、交流の機会に関する住民ニーズを把握した。その結果、地域包括ケア圏域会議を開催し、住宅

供給公社など多様な関係者が参加し、見守りや集いの場の必要性について意見交換を行った。

今年度は、地域住民と地域包括支援センターが顔の見える関係を築くきっかけとして、防災講座等の出前講座を開催。防災トイレや薬の備えについての意識づけを行うとともに、職員の顔を知ってもらう活動を実施した。

第2に、コロナ禍による外出機会の減少に伴う高齢者の生活機能低下や認知症進行への対応。令和5年度末より、介護予防の場として健康麻雀事業を再開し、地域ボランティアを含めて16名程度が参加している。ボランティアの担い手不足が課題。講座への参加促進のため、高津公園体操への訪問や情報収集を行い、老人会・自治会の依頼による講座支援も実施している。

第3に、8050問題や障がいのある子を抱える高齢者世帯など、複合的な課題を抱える世帯への対応。制度理解と顔の見える関係構築を目的に、事例検討会やケアマネ研修を開催しており、昨年度は区役所との共催によるカスタマーハラスマント研修を含む複数の研修を実施。今年度はヤングケアラーや司法書士による事例検討会などの開催を予定している

木下会長：ただ今の件について、ご意見・御質問等ありますでしょうか。

瀬戸口委員：薬剤師会による災害時の備えに関する研修が実施された際、参加者からは「具体的に何をすればよいのか知りたい」との声が多く寄せられた。医療に関しては、研修時点では明確な要望は見られなかったが、災害発生時に「誰がどの利用者を確認に行くのか」「避難場所はどこか」といった、具体的な対応に関する情報への関心が高かった。地域包括支援センターが実施した出前講座において、医療に関する相談があったかどうか確認したい。

川上センター長：医療に関する相談はなかった。災害発生時に班長が誰を確認しに行くべきかといった具体的な対応や、避難場所などの情報が求められていた。防災講座では、毎年発生する水害など一般的な災害への備えをテーマに実施した。高齢者にとっては備蓄の準備が難しい現状があることから、災害時に支援が届きにくくなる可能性を踏まえ、事前の意識づけを目的として講座を行った。特にトイレ問題については重要視しており、研修に盛り込んでもらった。また、薬剤師による支援についても、災害時には病院が被災し薬の入手が困難になる可能性があるため、事前に薬の備えについても取り上げてほしいと伝えた。高津区の薬剤師に協力を依頼し、実際に災害前に訪問支援を行った経験をもとに具体的な事例を紹介していただき、参加者からは「非常に参考になった」との声があった。マイナンバーカードとの連携についても紹介し、事前に準備しておくことの重要性を周知した。

木下会長：災害時の薬剤備蓄について、過去に各中学校を拠点として薬剤や水などの必要物資を備蓄する方針が取られていた。医療スタッフが常駐していない中学校を拠点とするとの実効性に疑問が生じ、別の拠点への変更が検討されているとの情報もある。

休日急患診療所には救急対応用の薬剤が1日分ずつ備えられているものの、災害用の備蓄としての薬剤は存在していないと思う。

瀬戸口委員：薬剤師の一部では災害時に必要な薬剤リストを作成し、期限切れを防ぐためにローテーション管理を行っている事例もある。インスリンなど命に関わる薬剤をすべて網羅することは難しいのが現状。

川崎市薬剤師会では、災害発生時に会員へ安否確認の通知を送る仕組みを整備しており、返信された情報は薬剤師会のホームページに反映される仕組みとなっている。ネットワーク障害が発生した場合の対応として、目印を掲示するなどの代替手段も

検討されている。

(5) その他

牛若係長：現在、区役所では「介護予防広報誌るるぶ川崎市たかつ区版」を重要な広報媒体の一つとして推進している。次回の会議では、この「るるぶ」の広報冊子についても意見交換を行い、理解を深めていきたいと思う。また、毎年1回開催している在宅医療シンポジウムについて、今年は12月6日（土）14時30分からくのかわさきで実施予定。テーマは「高齢者の在宅における感染症対策」で、基調講演には感染症対策の第一人者である岡部信彦氏を招く予定。詳細は後日リーフレットで案内する。次回の会議については、11月以降に改めて日程調整を行う。今年度は選挙や国勢調査により会場確保が困難な状況から次回も区役所以外での開催を見込んでいる。会場確定後、事務局から連絡を行う。

閉会

宮川課長：それでは、これを持ちまして令和7年度第1回地域包括支援センター運営協議会を閉会します。